

みんなで作る自治基本条例

市民会議ニュース

編集/発行 石狩市企画財政部
 協働推進・男女共同参画担当
 〒061-3292
 石狩市花川北6条1丁目30-2
 TEL:72-3246 FAX:75-2275

第2回市民会議を開催しました！

8月22日（水）第2回の市民会議を開催しました。まず、第1回石狩市自治基本条例運営会議での決定事項を報告し、代表に加藤さん、副代表には三島さん、松尾さん、田中さんが選出されました。

その後、「自治基本条例をめぐって」と題し、市民会議アドバイザーである、北海学園大学法学部教授佐藤克廣先生の講演を聴き、「私たちはこんなまちをつくりたい」というテーマでワークショップを行いました。

講演「自治基本条例をめぐって（要旨）」

講師：市民会議アドバイザー 佐藤克廣氏（北海学園大学法学部政治学科教授）

石狩市が「市民の声を活かす条例」を検討していた終盤の時期に、ニセコ町が「まちづくり基本条例」を作ったことから、石狩市でも今後、「自治基本条例」が必要となるとの議論があった。

自治基本条例には、決まった形はないが、そのまちの最高規範という考え方は共通している。2000年の地方分権改革で国と地方は対等になったことから、（各種条例、計画を作る際の基準となる）自治体の憲法のようなものが必要であるという考え方から、自治基本条例の制定が活発化した。

分権改革は、国と都道府県、都道府県と市町村という、団体自治は対等にしたが、住民自治（住民自らがまちづくりを考え、行動する主体である自治）についてはそれほど大きな変化はなかった。分権改革以降はそれぞれの自治体が、その権限の範囲で独自の住民自治を充実させている。石狩市の場合は市民の声を活かす条例の制定がその例であり、自治基本条例もその一環である。

住民自治の充実のための要件としては、「情報の公開」が重要。役所が一番多く持っているまちの情報を、市民に公開し、市民と議会・役所が情報を共有し、情報のギャップをなくすことが市民参加や住民自治を実現する上で大切である。

行政手続については、石狩市の場合、「市民の声を活かす条例」により、行政の決定に市民が幅広く参加できる形の行政手続が整っており、これを活用すればいい方向に持っていけると思う。市民参加とは、行政の決定に市民の声を活かすだけでなく、市民が主体的に様々なまちづくりの活動をすることも含まれるが、段階としては、行政の決定に市民が関わることで相互理解を深め、機が熟したときに市民の主体的な協働の動きが出てくると考えられる。

自治基本条例は、ニセコ町の「まちづくり基本条例」を皮切りに、各地で作られるようになった。名称、内容もさまざま、理念的な事だけを掲げただけのものや、細部まで書かれた条例もあるが、それぞれの自治体の事情によって変わっている。

自治基本条例を作る際に、基本として、自治体とは、住民のための政府であるということを考えなければならない。政府としての自治体は、市民生活に対し、時に強い権力で強制や義務を課すことがある。市民の活動が制限されるからには、市民が強制の根拠や意義を確認し、コントロールすることが必要である。そのために参政権があるが、選挙の段階では争点にならなかった問題をどう判断するか、代表者を選ぶこと（選挙）と辞めさせること（リコール）の間をどう埋めていくかが重要となる。

なぜ自治基本条例を作らなければならないのかという議論があるが、自治基本条例の意義は自治体としてのまとまりを持って自治体を運営していくための基本原則、基本理念を明確化する



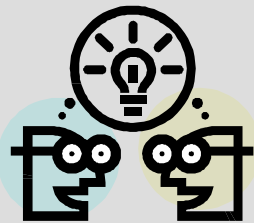
独立して存在する個別の制度の関係を明確化するとともに、各制度を有機的に運用する根拠を明確にし、個別制度を貫く基本の考え方とそれぞれの関係性を整理するという2点が挙げられる。

自治基本条例の検討過程で、石狩市に存在する制度とその機能を確認することになるはずなので、その過程で、石狩市に欠けている部分を発見し、改善する契機とすることも大切である。

自治基本条例の規定の8割方はどこの条例も同じようなものになるので、残りの2割でどう特色を出すかになってくる。8割が同じであっても、石狩市にとって真に必要な制度を議論したという過程を経ることが大切であり、また、検討過程で多くの市民も関わることで大きな特徴となる。

現在の水準では、議会の問題を抜きにした自治基本条例はないと思う。議会をどのように入れるかもきちんと議論したほうが良いと思う。

就任にあたって ～加藤代表あいさつから



皆さんで一生懸命、一から勉強をしながら作業をしていくことになるかと思いますが、基本的には市民参画型のまちづくりというのがテーマになるかと思います。地域住民がどういったまちをつかっていけばいいか、行政と市民との間で、お互いに参画して一緒に汗を流し、住みやすいまちづくりを進めるためのルール作りを行おうとしています。いろいろな地域を参考にしながら、石狩独自の、わかりやすい条例づくりを目指して皆さんとやっていきたいと思っていますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。

第2回ワークショップのテーマ～「私たちはこんなまちをつくりたい I」

A
班

前文に載せる項目をあげるため、はじめに石狩の地域特性について話し合いました。自然・環境・産業・歴史などそれぞれの思いを出していく中で、歴史については「古い歴史を感じ、それを語り継いでいきたい。」という共通の認識を持つことができました。

後半は「どんなまちにしたい?」というTMからの質問に、「活力あるまち」「農村と都市の融合」「本当の豊かさ」など、第3回につながっていくキーワードがたくさん出されました。

B
班

最初は、「このまちに特徴というものはない」という意見も出されましたが、ではなぜ特徴が無いのかというような課題も含め、それぞれが考えるところから始まりました。それでも、議論を進める中では、「きれいな夕日」や「石狩ブランドの農産物」、「札幌市に近い」ことなど、利便性と自然環境が調和したまちであるなどの特徴も明らかになりました。

次回は、今回の議論を踏まえ、さらに深い議論を行う他、「目指すまちの姿」について考えていきます。

C
班

前文について、まずはそれぞれが石狩のイメージとして持っているものをふせんに書き、意見を出し合いました。「海、川、緑が多い」「風が強い」「雪が多い」といった自然について、「石狩湾新港がある」「ベッドタウン」といった立地、また「漁業、農業が共存している」などの特産物や、歴史についてなどの意見が多く出されました。これらを今後どうしていきたいかというところを前文として盛り込んで、というまとめとなりました。また、市民や市役所の役目も明確にしていく必要があるといった意見も出されました。

* 次回の予定 *

第4回みんなでつくる自治基本条例市民会議

日時：10月18日(水)18:30～(予定)

* 場所等については、お問合せいただくか、あい・ボードまたは市ホームページでご確認ください。

お問合せ：協働推進・男女共同参画担当 (電話：72-3246)

～ 傍聴をお待ちしています～

